



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和8年1月30日(金) 第10367号

■ 目 次

ページ

告 示

○知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	2
○道路の区域変更 (道路管理課)	2
○道路の供用開始 (同)	3

公 告

○土地利用基本計画の変更 (地域創生課)	3
○農地を利用する権利を設定する裁定の申請 (農業構造政策課)	3
○同	4
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧 (農村整備課)	5
○同	5
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧 (都市計画課)	6
○都市計画公園の変更に係る縦覧 (同)	6
○同	6
○開発工事の完了 (建築課)	7

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	7
○政治団体の名称等	8
○政治団体の異動事項	9
○資金管理団体の異動事項	10
○政治団体の解散届出等	10
○政治団体の異動事項の一部訂正	10

落 札

○落札者等の決定 (東部児童相談所)	11
--------------------	----

■ 告示

◎群馬県告示第21号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 3-{2-[（シクロプロピル）（メチル）アミノ]エチル}-1H-インドール-4-オール（通称名4-HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy-McPT）及びその塩類
- (2) 2-[（4-イソプロポキシフェニル）メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne）及びその塩類
- (3) 2-[（2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル）メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrafuranitazene）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和8年1月31日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	境島村今泉線	伊勢崎市境島村字築場373番の286地先から同市同字同373番の327地先まで	前	10.5~25.0	105.8
			後	15.5~35.2	119.1

◎群馬県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	境島村今泉線	伊勢崎市境島村字築場373番の286地先から同市同字同373番の327地先まで	令和8年1月30日

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課、前橋市役所、館林市役所、藤岡市役所、玉村町役場、明和町役場及び千代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

1 変更年月日 令和8年1月19日

2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	所有者等の情報
高崎市寺尾町薬師2645番2	田	1,230	(亡)小林富士夫

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（水稻作）

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第4条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する

法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月1日	令和18年3月31日まで (10年間)	60,270円 (年額4,900円／10a)

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年2月13日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由
- カ 意見の趣旨及びその理由
- キ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	所有者等の情報
高崎市新保田中町137番1	田	427	(亡) 上野謙一
高崎市新保田中町137番4	田	91	(亡) 上野謙一
高崎市新保田中町137番5	田	466	(亡) 上野謙一

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（水稻作）

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に

規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程第4条に適合するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月1日	令和14年6月30日まで (6年3か月間)	28,920円 (年額4,900円／10a)

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年2月13日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由
- カ 意見の趣旨及びその理由
- キ その他参考となるべき事項

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営早川貯水池土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和8年2月2日から同年3月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>) 並びに桐生市役所、伊勢崎市役所及びみどり市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営北金井土地改良事業計画を定め

たので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間 令和8年2月2日から同年3月3日まで
 - 3 縦覧に供する場所 群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/9734.html>) 及び太田市役所
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 邑楽南地区
 - 2 都市計画の変更年月日 令和8年1月1日
 - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び邑楽町都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画公園 (1) 2・2・101号 駅前児童公園 (2) 2・2・102号 下谷児童公園 (3) 2・2・103号 清水児童公園 (4) 2・2・104号 石打児童公園
 - 2 都市計画の変更年月日 令和8年1月1日
 - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び邑楽町都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画公園 3・3・102号 松木公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年1月1日

3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課及び邑楽町都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年1月30日

群馬県知事 山本一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町千津井954-2、954-3、954-4、1011-2、1012-2、1013-2、1014-2、1019-2、1019-3、1019-4、下江黒695-1、695-3、695-4、斗合田269-1、269-3、269-4、269-5、269-6、千津井1070の一部、斗合田661の一部、661地先水路の一部	邑楽郡明和町中谷331-1 明和町土地開発公社 理事長 富塚基輔

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31, 398
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296, 233
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10, 098
甘楽郡	5, 807
吾妻郡	14, 155
利根郡	8, 564
佐波郡	9, 782

邑楽郡	26, 092
前橋市	91, 006
高崎市	102, 016
桐生市	28, 900
伊勢崎市	55, 473
太田市	58, 401
沼田市	12, 340
館林市	20, 139
渋川市	20, 597
藤岡市・多野郡	18, 233
富岡市	12, 682
安中市	15, 448
みどり市	13, 563

◎群馬県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
信頼と実績・前橋の自立を守る会	宮崎裕紀子	宮崎岳志	前橋市朝日町4-18-21
令和7年12月11日			
須藤博通後援会	北島元雄	長谷田公子	伊勢崎市北千木町2087
令和7年12月3日			
関としお後援会	関俊夫	鈴木和夫	前橋市龜泉町372-1
令和7年12月4日			
富岡未来塾	宮澤展彦	宮澤展彦	富岡市黒川548-1
令和7年12月23日			

長原しゅん後援会	長原駿	長原芳江	前橋市滝窪町1342-12
	令和7年12月19日		
南雲ひでゆき後援会	南雲秀幸	南雲広美	伊勢崎市市場町1-231-1
	令和7年12月5日		
宮田竜成連合後援会	篠崎孝雄	須永弘通	伊勢崎市山王町371-3
	令和7年12月19日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大林裕子後援会	代表者の氏名	大林正	栗田政行	令和7年11月6日
37万市民の会	代表者の氏名	市川豊行	高橋正一	令和7年11月16日
市民本位の民主市政をつくる会	主たる事務所の所在地	前橋市三河町2-16-14	前橋市大手町3-11-6	令和7年12月4日
	代表者の氏名	樋口和彦	小林敏男	令和7年12月4日
	会計責任者の氏名	長谷川薫	大野豊文	令和7年12月4日
税理士による清水真人後援会	代表者の氏名	福田夕紀子	狩野要一	令和7年12月8日
	会計責任者の氏名	田中直人	小板橋敬之	令和7年12月8日
富岡賢治後援会	代表者の氏名	市川豊行	高橋正一	令和7年11月16日
中島由美子後援会	代表者の氏名	中島由美子	清水健二	令和7年4月1日
富士子ちゃんと輝く会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市太田町564-1-1-1	伊勢崎市太田町564-1-2-2	令和7年6月2日

◎群馬県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者 の 氏 名	資金管理団体の名 称	異動事項	新	旧	異動年月日
加賀谷富士子	富士子ちゃんと輝く会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市太田町564 -1-1-1	伊勢崎市太田町564 -1-2-2	令和7年 6月2日

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 团 体 の 名 称	代表者の氏名	解 散 年 月 日
小林園子後援会	北島元雄	令和7年11月30日
丸山芳典後援会	丸山芳典	令和7年12月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項について、日本保守党群馬県第2区支部の代表者伊藤純子から訂正の報告があったので、政治団体の異動事項の告示（令和7年群馬県選挙管理委員会告示第71号）の一部を次のとおり訂正する。

令和8年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

次の表により、訂正後欄に掲げる事項の下線を付した部分を加える。

訂正後	日本保守党群馬県第2区支部	政治団体の名 称	日本保守党群 馬県第2区支 部	日本保守党群 馬支部	令和7年9月10日
		国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の 七第一項第一 号に係る国会 議員関係政治	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	令和7年9月10日

		<u>団体</u>		
	<u>公職の種類 (第一号)</u>	<u>衆議院議員</u>	<u>該当なし</u>	<u>令和7年9月10日</u>
訂正前	日本保守党群馬県第2区支部	政治団体の名称 (新設) (新設)	日本保守党群馬県第2区支部 (新設) (新設)	日本保守党群馬支部 (新設) (新設)
				令和7年9月10日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月30日

群馬県東部児童相談所長 青柳尚志

- 1 落札に係る特定役務の名称 群馬県東部児童相談所一時保護所調理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県東部児童相談所施設里親支援係 群馬県太田市新田木崎町369-5
- 3 落札を決定した日 令和7年12月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 名阪食品株式会社関東事業部 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1丁目25-1
- 5 落札金額 57,420,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年11月5日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
